

大阪大学全学 IT 認証基盤運用部会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪大学サイバーメディアセンター全学支援会議規程第7条第2項の規定に基づき、大阪大学全学 IT 認証基盤運用部会（以下「運用部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 運用部会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 全学 IT 認証基盤システムの運用に関すること
- (2) 全学 IT 認証基盤システムとの連携に関すること
- (3) その他運用部会が必要と認めた事項

(部会長等)

第3条 運用部に部会長を置き、全学支援会議議長が指名する。

- 2 部会長は、運用部会の業務を総括する。
- 3 部会長は、運用部会副部会長（以下「副部会長」という。）を指名する。

(構成員)

第4条 運用部会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 部会長
- (2) 副部会長
- (3) 全学 IT 認証基盤システムとの連携先システム担当者 若干名
- (4) その他運用部会が必要と認めた者

(事務)

第5条 運用部会に関する事務は、情報推進部情報企画課で行う。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、全学 IT 認証基盤システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 全学 IT 認証基盤運用部会の設置について（平成22年12月10日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成30年5月1日から施行する。